

重 要 事 項 説 明 書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

法 人 名 称	社会福祉法人 北渋川福祉会
代 表 者 氏 名	理事長 飯塚 俊雄
法 人 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	渋川市金井2352番地15 (0279-23-9066)
設 立 年 月 日	昭和49年4月1日

(2) 施設の所在地等

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	渋川こぼと保育園
施 設 所 在 地	渋川市金井2352番地15
連 絡 先	電話 0279-23-9066 FAX 0279-23-9265

(3) 利用定員

2 号		7 3 人
3 号	満 1 歳以上	3 5 人
	満 1 歳未満	1 2 人

(4) 施設の運営の方針

運 営 の 方 針	保育理念 思いやりと自主性を大切にし、保護者および地域から信頼される保育園を目指す。 保育方針 恵まれた自然環境の中で心身ともに健やかに育てる。 保育目標 ・思いやりがあり、感謝の心をもった子ども。 ・正しい生活習慣が身についた子ども。 ・活力があり、自主的に行動できる子ども。 ・豊かな心をもち、感動できる子ども。 ・物事を集中してやる子ども。
-----------	--

(5) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提 供 す る 日	月曜日～土曜日	
保 育 時 間	保育標準時間	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分（8 時間）
延 長 保 育	保育標準時間	午後 6 時 3 0 分～午後 7 時
	保育短時間	午前 8 時～午前 8 時 3 0 分または 午後 4 時 3 0 分～午後 5 時
開 所 時 間	月～金曜日	午前 7 時 3 0 分～午後 7 時
	土曜日	午前 7 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
提供を行わない日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	

※保育時間(8 時間 or 11 時間)は、最大利用時間です。

実際の利用時間は、その範囲内で保護者が保育を必要とする時間です。

認定された保育を必要とする事由以外では利用することはできません。

(6) 職員体制

職 名	人 数
園長	1 名 （常勤）
主任	1 名 （常勤）
保育士	26 名 （常勤 非常勤）
事務職員	1 名 （非常勤）
嘱託医	2 名 （非常勤）

※基本的な職員の勤務時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までです。

ただし、主任及び保育士は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。尚、当園では給食業務は委託しています。

嘱託医 医療法人明寿会 石北医院 渋川市渋川 1 5 9 2 （☎ 2 2 － 1 3 7 8）
ふくしま歯科医院 渋川市金井 7 4 2 － 1 （☎ 2 2 － 0 1 5 4）

2 提供する特定教育・保育の内容・費用について

(1) 提供する特定教育・保育の内容について

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

取り組んでいること

- ・乳児保育・延長保育・和太鼓教室・運動あそび教室・英語教室
- ・リズム遊び・雑巾がけ・食育（野菜の栽培等）

- ・食物アレルギー対応（アレルギーの種類等に応じて、できる範囲の対応）
※医療機関を必ず受診の上、要相談
- ・地域子育て支援センター
- ・「心も体もしっかりした子」を目標に、いろいろな活動に取り組んでいます。

（２）年間行事予定

４月	入園式(新入園児親子)、進級式(進級児)、家庭訪問、お花見散歩
５月	野菜作り始まり 遠足
６月	さつまいも苗植え、保育参観、プール開き、健康診断(小児科)
７月	七夕、夏祭り
８月	プール納め、希望保育、花の種まき
９月	お月見会、防災引き渡し訓練
１０月	保育参観(運動あそび)、個人面談、りんご狩り、お芋掘り、遠足
１１月	人形劇観劇、七五三、健康診断(小児科、歯科)
１２月	保育参観(表現あそび)、クリスマス会
１月	正月行事、卒園行事
２月	節分、消防車見学、卒園記念撮影、小学校見学、保育参観、新入園児説明会
３月	ひな祭り、お茶会、新入園児交流会、お別れ会、卒園式、修了式

（３）利用料等

項 目	金 額	備 考
保育料	保護者の所得に応じて 決定	住所地の市町村が定めた保育料
延長保育料	１回 300 円	延長 30 分まで ※真にやむを得ず、1(5)の延長保育 の時間を超えた場合は、30 分ごとに 700 円追加(延長時間が 30 分に満た ない場合は、30 分に切り上げる)
(実費徴収分)		
食材料費	副食費 月額 4,700 円 主食は各自持参	2号認定こどものみ徴収
教材費	実費	保育に必要な物品の購入
保育用品代	実費	園児服等

3 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利 用 者 の 決 定	市が行う利用調整による
退園理由	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（退園を含む）。 ・ 保護者から退園の申出があったとき。 ・ 利用の継続が不可能であると市が認めたとき。 ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	・ 登園は9時までにはお願いします。 ・ 当日に欠席、又は登園が遅れる場合は、<u>必ず9時まで</u>に電話でご連絡ください。 ・ 原則として、保育時間内での迎えをお願いします。緊急の場合、その他の理由で迎えが遅れる場合は、必ずご連絡ください。 ・ 熱が37.5℃以上(目安)、又は体調が悪い場合は登園を控えてください。また、登園後に発熱した場合、又は体調が悪い場合は迎えの連絡をさせていただきます。 ※速やかな迎えをお願いします。 ※日中必ず連絡が取れる電話番号をお知らせください。 ・ 流行性疾患に罹った場合、登園するには医師の「<u>治癒証明書</u>」または「<u>療養報告書</u>」が必要です。診断された場合には、園までご連絡ください。 ・ 与薬は<u>できる限り、ご家庭にて</u>お願いします。 やむを得ず、保育中に与薬を依頼する場合は、必ず「<u>与薬依頼票</u>」が必要です。※薬の種類、頻度によっては対応できない場合もあります。 ・ いつもと違う人が迎えに来る場合は、必ず事前に保護者の方ご本人が、園まで連絡をお願いします。 ・ 門の鍵と白いチェーンは、大人が必ず閉めてください。 ・ お子さんの安全のため、朝夕の<u>送迎時に園庭で遊ばせない</u>でください。 ・ 駐車場では、お子さんと必ず手をつないでください。 駐車場では、絶対に遊ばず安全確保をお願いします。 ※駐車場や周辺道路で起きたトラブル等について、園は責任を負いません。 ・ 送迎時のお子さんの安全は、保護者の方の責任でお願いします。

	「服装について」 ・活動的で自分で着脱しやすい服装をお願いします。 下記のは、お控えください。 ○股ホック、つなぎ等 着脱しにくいもの ○フード、スカート、チュニック、ワイドパンツ等 遊具に引っかかるなど危険が予測されるもの ○スパンコールや、ビーズなど飾りのついたもの (万が一とれた場合に、誤嚥の可能性あります) ○遊べる飾りがついたもの(活動に集中出来ないため) 「ヘアゴム・ヘアピンについて」 ・飾りのついたゴムや、ヘアピンは、帽子をかぶる際に引っかかったり、落とした際には、誤嚥や紛失の可能性もあります。 髪を結ぶ際には、<u>飾りのないシンプルなヘアゴム</u>をお願いします。また、活動しやすい髪型をお願いします。 ・保育園は子どもが集団で過ごす場所であり、「保育園で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。 お子様は、日々集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。 医療上等の理由がない特別扱いはできかねます。 例：食事、生活習慣、感染症発生時の登園、予防接種未接種等 ・園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。 ・他の子どもたちや家族、園職員の写真等を<u>許可なく撮る</u> <u>撮った写真や個人情報</u>を<u>許可なく使用するのは禁止</u>です。
--	---

4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為を行いません。

- ① 園児への虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	園 長
-------------	-----

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、園児の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た園児又はその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 当園は、在園児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、小学校入学に必要な範囲を超えて在園児の個人情報を用いませぬ。また、園児の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、園児の保護者の個人情報を用いませぬ。 イ 当園は、園児又はその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。 ウ 当園が管理する情報については、園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、園児の保護者の負担となります。）

6 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者	園長
	電話番号	0279-23-9066
	受付曜日及び 受付時間	月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後4時

7 緊急時の対応について

保育中に園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応及び賠償について

保育等の提供中に事故が発生した場合は、渋川市、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育等の提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険の種類	園児傷害保険（日本スポーツ振興センター） ほいくのほけん（全国私立保育園連盟） 見舞金共済制度（群馬県保育協議会）
保険の内容	保育園の管理下において、園児が災害に遭った場合の治療費や見舞金及び賠償金
補償の概要	施設賠償対人1名1事故最大10億円、対物1事故最大1千万円 共済金は1名につき最大400万円

9 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。園の第1避難場所は園庭、第2避難場所は駐車場です。市指定の避難場所は、「金島ふれあいセンター」となります。

10 特定教育・保育の記録について

- (1) 特定教育・保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示（連絡帳等）を行うこととします。
- (2) 保護者は、個人情報等を除いて、保存される特定教育・保育の記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写する場合は、複写代の実費を請求させていただきます。